

県南広域振興局長告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月27日

県南広域振興局長 菅原健司

1 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901662	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	訪問入浴センター藤沢	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	令和8年3月31日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901779	医療法人博愛会	一関病院訪問看護ステーションわかば	一関市大手町3番36号	令和8年3月31日

3 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500356	株式会社ひびき	株式会社ひびき	奥州市水沢中田町2番4号	令和8年3月31日

4 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500356	株式会社ひびき	株式会社ひびき	奥州市水沢中田町2番4号	令和8年3月31日